

議第40号

三島市下水道条例の一部を改正する条例案

三島市下水道条例（昭和51年三島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「管きよ」を「管渠^{きよ}」に、「排水きよ」を「排水渠」に改め、同条第10号中「2カ月」を「2月」に、「規則で」を「三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年三島市条例第23号）第4条に規定する上下水道事業の管理者の権限を行う市長（第22条を除き、以下「市長」という。）が別に」に改める。

第4条第1号中「溝きよ」を「溝渠」に改め、同条第3号中「排水きよ」を「排水渠」に改める。

第5条第1項、第8条、第9条第1項、第10条及び第11条の2第3項中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第18条の見出し中「等」を削り、同条中「により」を「の規定の例により、」に改め、「及び督促手数料」を削る。

第20条第2項中「第16条第2項第1号ただし書の場合」を「第16条第2項第1号に規定する給水装置を共同で使用している場合等における2以上」に改める。

第21条の2中「規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定、同条第10号の改正規定（「2カ月」を「2月」に改める部分に限る。）、第4

条第1号及び第3号の改正規定、第18条の改正規定（「第27号）」の次に「の規定」を加える部分に限る。）並びに第20条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の三島市下水道条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の三島市下水道条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士